

民進党・希望の党「安心労働社会実現法案」全体像

 = 対案

①雇用対策法改正案

閣法は労働施策の総合的な推進と雇用の安定/職業生活の充実に関する法律に衣替え。閣法に加え、以下の規定を追加。

- ①雇用(働き方)の基本原則として、正規雇用(無期、直接、フルタイム)及び多様な形態の働き方のあり方を理念として規定
- ②採用、労働条件、雇用の終了等について、不当な差別の禁止を基本的理念に規定
- ③労働者の希望に応じた多様な働き方を確保し、職務の価値の適正な評価と待遇の確保を国の施策に規定

②労働基準法改正案(“長時間労働規制法案”)

- ※1. ~4. は閣法と同じ、5. ~6. は閣法からの修正
1. 時間外労働の罰則付き上限規制
 2. 時間外労働の割増賃金率(50%以上)の中小企業への猶予措置撤廃
 3. 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務
 4. フレックスタイム制の見直し
 5. 「高度プロフェッショナル制度」の導入は、行わない
- ※企画業務型裁量労働制の対象業務拡大は、行わない(健康確保措置の充実を盛り込む)
6. 自動車運転手の残業時間上限について、5年間の適用猶予後に一般則(年720時間、単月100時間未満、2~6ヶ月平均800時間)を適用
 7. 裁量労働制の要件の厳格化 ①健康管理時間の記録と上限適用、②健康確保措置の充実、③始業・終業時刻が労働者に委ねられることの明確化、④企画業務型裁量労働制における対象者の要件の厳格化、⑤労使委員会の決議の指針への適合等、⑥企画業務型裁量労働制の本人同意手続の適正化(事前説明の強化、同意撤回の法定化、報告義務の拡大)、⑦厚労大臣による報告とりまとめ・公表、⑧法令違反を行った企業に制度の利用を中止させる制度の導入、⑨専門業務型裁量労働制の事前通知の法定化
 8. 勤務間インターバルの義務化(但し、水準等は労使協議に委ねる)
 9. 週休制の確保(変形週休制導入について労使協定を要件化)
 10. ①労働時間管理(管理簿調製)の義務化、及び②本人への開示手続きの導入
 11. 違反の公表
 12. 違法な時間外労働の罰則を強化(1年以下の懲役/50万円以下の罰金)など

【以下、附則に、検討・見直し規定をおく】

13. 施行後3年の見直し
14. 建設業の特例の廃止について検討
15. 重大な労働基準法違反を行った企業に対する法人重科について導入検討
16. 労働時間等に関する規定の適用除外の適切な範囲の在り方について検討
17. 教職員の長時間労働規制について給特法の改廃を含む措置(3年以内)
18. 労働基準法上の債権に関する消滅時効を、昨年の民法改正との均衡を考慮してその施行日まで検討を行い、必要な措置を講ずること
19. 過半数労働組合がない事業所における従業員代表の民主的な選出方法についての制度を整備すること
20. フリーランスや兼業・副業など、労働者保護法制の適用が及ばない者に対する保護制度を整備すること

③労働安全衛生法改正案、④じん肺法改正案

- 閣法
1. 産業医・産業保健機能の強化
 2. 医師の面接指導の強化

⑤労働安全衛生法改正案(“パワハラ規制法案”)

①職務上のパワー・ハラスメントや、②消費者対応業務に係るハラスメントに関し、労働者の保護のための措置を講ずることを事業者に義務付け

<同一労働・同一賃金>

⑥労働契約法、 ⑦パート法、 ⑧労働者派遣法 改正案

【労働契約法改正案】

①第3条第2項に、労働契約について、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきことを規定

- 閣法
1. 均等・均衡待遇規定の整備
 2. 待遇に関する説明義務の強化、
 3. 行政による履行確保措置及び行政ADR整備

民進党・希望の党 労働基準法改正案(“長時間労働規制法案”) 概要

目的

・ 残業時間等に関する規制を抜本的に強化して日本社会に蔓延・固定化してきた長時間労働問題の改善・解決を図り、もって過労死ゼロ、一人ひとりの働く者の希望やライフステージに応じた生活と仕事との調和(ワーク・ライフ・バランス)、働く者への公平・公正な分配を前提とした生産性の向上を実現し、世界で一番、国民が安心して働き、安定的に暮らせる社会の達成をめざす。

I. 労働時間、休息时间、休日等の規制強化

- ① 時間外労働(残業時間)の罰則付き上限規制の導入
- ② 時間外労働の割増賃金率(50%以上)の中小企業への猶予措置撤廃
- ③ 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務
- ④ フレックスタイム制の見直し
- ⑤ 「高度プロフェッショナル制度」の導入は、行わない
※ 企画業務型裁量労働制の対象業務拡大は、行わない(健康確保措置の充実は盛り込む)
- ⑥ 自動車運転手の上限は5年の適用猶予後に一般則(年720H、単月100H未満、2~6ヶ月平均80時間)適用
- ⑦ 裁量労働制の要件の厳格化 i 健康管理時間の記録と上限適用、ii 健康確保措置の充実、iii 始業・終業時刻が労働者に委ねられることの明確化、iv 企画業務型裁量労働制における対象者の要件の厳格化、v 労使委員会の決議の指針への適合等、vi 企画業務型裁量労働制の本人同意手続の適正化(事前説明の強化、同意撤回の法定化、報告義務の拡大)、vii 厚労大臣による報告とりまとめ・公表、viii 法令違反を行った企業に制度の利用を中止させる制度の導入、ix 専門業務型裁量労働制の事前通知の法定化
- ⑧ 勤務間インターバル(休息)規制の導入(義務化)
・ 休息時間は、労働者の健康の保持、仕事と生活の調和、業種業態の事情等を勘案し、労働政策審議会で審議の上、省令で規定
- ⑨ 週休制の確保(4週4日の変形週休制導入について労使協定締結を要件化)

閣法に同じ

閣法からの修正

II. 実効性の担保・確保

- ⑩ 労働時間管理の義務化と徹底
・ 新たに労働時間管理簿の調製を義務付ける規定をおき、労働者単位で、日ごとの始業・終業時間、労働(残業、深夜、休日)時間を記録
・ 本人への開示手続きの導入
- ⑪ 違反事業所(企業)名の公表
・ 適正な労働条件の確保及び法令遵守・労働者保護の観点から、違反事例について、違反事業所(企業)の名称等を公表できる規定をおく
- ⑫ 罰則等の強化 (参考: 以下、併合罪)
・ 違法な時間外労働を行わせた者に対する罰則を強化(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)⇒①、⑦違反を同規定違反で対処
・ ⑦違反について、労働者の健康及び福祉を守るため、当局が裁量労働制の利用中断(1年以内)を命令できる制度を導入
・ ⑧について罰則を規定(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
・ ⑩について罰則を規定(30万円以下の罰金)
※⑨違反は既存の規定で対処(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

III 附則

- ⑬ 施行後3年の見直し規定 (参考: 閣法は5年後の見直し)
- ⑭ 建設業の特例の廃止について検討する(閣法に同じ)
- ⑮ 重大な労働基準法違反を行った企業に対する「法人重科」制度について導入を検討し、必要に応じて3年をメドに法制上の整備を行う
- ⑯ 労働時間等に関する規定の適用除外の適切な範囲の在り方について検討する
- ⑰ 教職員の長時間労働規制について3年をメドに所要の措置を講じる
- ⑱ 労働基準法上の債権に関する消滅時効を、昨年の民法改正との均衡を考慮してその施行日まで検討を行い、必要な措置を講ずる
- ⑲ 過半数労働組合がない事業所における従業員代表の民主的な選出方法について3年をメドに制度を整備する
- ⑳ フリーランスや兼業・副業など、労働者保護法制の適用が及ばない労働者に対する労働者保護制度を3年をメドに整備する